



2024 年も 1 か月を切りました。

7 日 大雪, 21 日 冬至, 25 日 クリスマス, 31 日 大晦日
 弊所の **年末年始休業は 12/28(土)~1/5(日)** です

1. December ご案内 情報

① 毎年 12 月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。

② **<賞与支払届>**

賞与の時期となり、「賞与支払届」を提出します。

(1) 賞与の保険料計算の対象支給額の上限・・・健康保険は年度(4月1日~翌年3月31日)の累計額で 573 万円
 が上限 厚生年金保険は月間 150 万円

(2) 賞与の額の 1,000 円未満の端数は切り捨てて計算

(3) 本人からは、健康保険 50.1/1000 (愛知県)、介護保険 8/1000、厚生年金保険 91.5/1000

(4) 雇用保険も月々給与と同様 6/1000 (建設の事業は 7/1000)

(5) 賞与支給後に 12 月中 (12/31 以外) の退職者は要注意です。今月が被保険者ではなかったこととなり、社会保険料徴収が不要となります。育休中や、産休開始日が 12 月中で取得者申出書を提出した場合も同様です。

※育休での賞与保険料免除は 1 か月超えの期間の場合です。

(6) 子ども・子育て拠出金 (全額事業主負担) は標準賞与額に 0.36% を乗じた額となります。

※ (労働者分保険料率) 健康保険 **50.1** (愛知) / 1000、**49.9** (東京) / 1000
 介護保険 **8** / 1000 厚生年金保険 **91.5** / 1000 雇用保険 **6** / 1000 (建設業 **7** / 1000)

①~⑨ ▶ 令和7(2025)年4月1日から施行

1 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

③ (1) 育児・介護休業法が R7.4.1 に改正 (ポイント抜粋 左表にて)

規定改正が必要となります。また、介護休暇の対象労働者の要件緩和により、除外労働者について**労使協定の変更も必要**となります。

(2) R7.10.1 改正

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置として、**事業主は3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に**関して、以下5つから、**2つ以上の措置を選択して講ずる必要**があります。

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等 (10 日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与 (10 日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

<厚生労働省リーフレットから抜粋>

2. 名言名句

「普段から本番のように、本番は普段のように」 宮本武蔵

『五輪書水の巻』に出てくる「常の身を兵法の身とし、兵法の身を常とする」という言葉の訳

3. 法改正等ワンポイント R7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変更

厚生労働省は、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第14号）の施行に伴う、令和7年4月1日からの高年齢雇用継続給付の支給率の変更について、リーフレット等を公開しました。

高年齢雇用継続給付は、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とし、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制度です。今回、60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日）が令和7年4月1日以降の方が、支給率変更の対象となります。

【令和7年3月31日以前の方】

○61%以下⇒各月に支払われた賃金額の15%

○各月に支払われた賃金の低下率が61%超75%未満⇒各月に支払われた賃金の15%から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合算が75%を超えない範囲で設定される率

○75%以上⇒不支給

【令和7年4月1日以降の方】

○64%以下⇒各月に支払われた賃金額の10%

○各月に支払われた賃金の低下率が64%超75%未満⇒各月に支払われた賃金の10%から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合算が75%を超えない範囲で設定される率

○75%以上⇒不支給



上) 端島第3見学広場、まさに軍艦島 (2014.11.14 上陸)

4. 統計・情報

①厚生労働省は、短時間労働者の厚生年金加入要件である「年収106万円以上」の賃金要件を撤廃する方向で調整に入った。「週所定労働時間週20時間以上」の要件と学生除外要件は維持される見通しで、企業規模要件はなくなり、5人以上の個人事業所も全業種が対象になる方向。年末までに結論を得て、来年の通常国会に関連法案の提出を目指す。(11/9)

②厚生労働省の有識者研究会は12日、労働基準法の改正などに向けた報告書のたたき台を示した。14日以上連続出勤の禁止や副業・兼業時の労働時間を通算して割増賃金を支払う仕組みの廃止、テレワークと出社が混在可能なフレックスタイム制の導入、などの改革案が盛り込まれた。報告書は年度内にまとめられ、労働政策審議会での議論を経て早ければ2026年の法改正を目指す。(11/13)

錦帯橋近くの「岩国シロヘビの館」の天然記念物のシロヘビ、頭にハートマークが！→



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

あっという間に今年も残り1か月を切りました。中日ドラゴンズは3年連続の最下位に沈みました。YouTubeで「強いドラゴンズの時代映像」がピックアップされていたので観ましたら、「豪快さと神業の守備」の数々、見ていてワクワクするシーンばかり、ウッズやブランコの度肝を抜くホームラン（ウッズのホームラン数が47本！）、井端・荒木のアライバコンビの二遊間の鉄壁の守りにこれぞプロ！凄い！と改めて感動が蘇りました。今年のドラフトは大成功！10年以上の低迷を吹き飛ばしてくれる事を信じて2025年応援します。

TBS系列のTVドラマ日曜劇場「海に眠るダイヤモンド」を観ています。かつて良質な石炭が採れる海底炭鉱の島として「日本二人人口密度の高かった（周囲1.2kmの島に5300人）長崎県の端島（通称軍艦島）」を舞台にかつて日本が石炭産業が花形だった時代を人間ドラマとして描いています。10年前の2014年（世界文化遺産になる前年）11月に訪れた時、廃墟の様子を目のあたりにした事もあって、この小さな島に病院や映画館まであったという日常生活を再現している（一部VFX）このドラマに引き込まれています。大正5年に日本初の鉄筋コンクリート住宅が建てられるなど最先端の暮らしがあった事、そこに多くの人々が生活していたと思うと不思議な感じと、せつないような気持ちになります。1974閉山され50年、歴史あるこの島を、後世に残していって欲しいです。

2025年の干支は「乙巳（きのとみ）」です。来年は日本にとって経済が良くなる事を、そして世界では紛争が収まることを願います。(S)